

1 いじめとは？・・・「いじめの定義」

「いじめ」とは・・・いじめ防止対策推進法第2条

当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

重要 いじめられた本人が「いじめ」と感じたら、その時点で「いじめ」です。

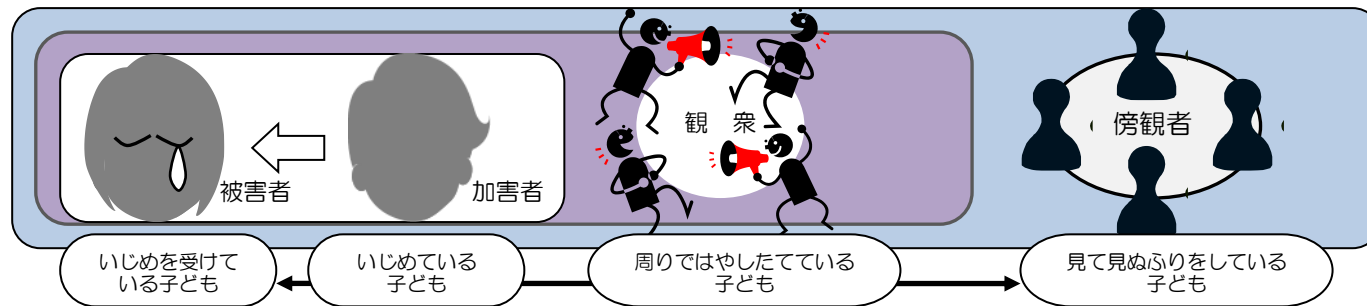
□押さえておきたいポイント

- (1) 「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものです。
- (2) 「いじめ」としての自覚がない「加害者」の意識もあります。
- (3) 「いじめ」には、「仲間外れ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではありませんが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものもあります。



2 いじめの構造

いじめは、単に「いじめを受けている子ども（被害者）」と「いじめている子ども（加害者）」との関係だけでとらえてはいけません。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、「いじめ」をやめさせようとしないうちに、「いじめ」を助長していることとなります。学校では、「被害者」と「加害者」だけではなく、観衆や傍観者も含めた「いじめ根絶」のための指導していくこととなります。

3 いじめの実態・・・どのような「いじめ」を受けているか

- いじられる。(子どもたちの言葉)
- 冷やかしかからかい、悪口や人権上配慮のないあだ名を付けられる。
- 仲間外れにされる。集団から「しかと」(無視)される。
- 用事や芸能ショー的な行動(恥ずかしいこと、危険なこと)を強要される。
- 故意に当たってきたり、冗談だと告げながらたたいたりする。
- ひどく強くぶつかってきたり、たたかれたり、けられたりする。
- 私物を隠されたり、盗まれたり、落書きされたり、壊されたりする。
- 金品をたかられる。
- LINE等のSNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- LINE等のSNSで、恥ずかしい写真などを回したり、恐喝したりする。
- その他



4 家庭におけるいじめ発見のポイント

いじめの早期発見・早期対応のためには、子どもの変化に気付くことが重要です。

1 表情・身体・服装

- 体に原因不明の傷などがある。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- わざとはしゃいだり、ぼんやりとしたりすることが多い。

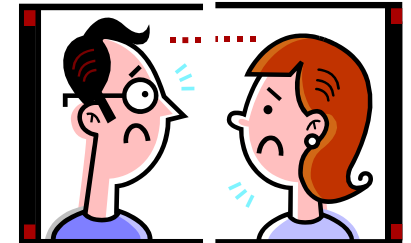


2 持ち物・金銭

- カバンや筆箱等の持ち物が隠されたり、なくされたりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりする。

3 言葉・行動

- 視線をそらし、合わそうとしない。
- イライラして反抗的になったり、急に口数がなくなったりする。
- 登校時刻になると、体調の不調を訴え、登校を渋る。
- 毎日、保健室に行きたがる。
- いつも人の嫌がる仕事をさせられている。荷物を持たされている。
- 学校を早退したり、帰宅時間が早くなったり、遅くなったりする。
- 付き合う友達が変わったり、友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙が来たりする。



5 「いじめ」の発見から解決まで

発見から指導・組織的な対応への展開・・・家庭と学校の連携を強化していくことが、とても重要です。

① 「いじめ」の情報をキャッチする

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・子どもからの相談
- ・友人や友人の保護者からの指摘

保護者

連絡報告

連絡相談

学校

② 学校の対応方針の決定

③ 事実の究明と対策(支援・指導)

④ 「いじめ」の被害者・加害者、周囲の子ども、保護者等への対応

- ・被害者(いじめられた子ども)への対応
- ・加害者(いじめた子ども)への対応
- ・被害者、加害者の保護者への対応
- ・観衆、傍観者への対応

「いじめを受けている子どもを守る」という視点で解決を考えます。

・学校に相談すると「いじめ」が深刻化するのでは？
 ・相談しても何の解決法もないのでは？
 ・うちの子も悪いところがあるから仕方ないのでは？
 ・ぐずぐず考えてもしょうがない。

家庭内で悩まず必ず学校にご相談ください。



・学校で様子がおかしければ、保護者の方にご連絡します。

・秘密を厳守します。保護者の方と相談しながら解決していきます。

6 家庭において大切にしたいこと

健康的な生活習慣や社会のルールなどを身に付けることは、家庭教育の基本です。家庭の中で、子どもが安心感と信頼感を得ることで思いやりの心を育むことができます。そのために、家族が互いに認め合い、尊重し合える環境をつくり上げていくことが大切です。

【家庭で大切にしたい取組】



- 子どもと会話をする機会をつくりましょう。
- 子どもの思いを受け止めながら、最後まで聴きましょう。
- 子どもと一緒に活動する時間をつくりましょう。
 - ※子どもとふれ合う場面を多くし、会話の中から子どもの思いや悩みをつかむように心がけましょう。
 - ※子どもの多様な能力や長所を細かく見て、子どもに自信をもたせましょう。
 - ※子どもが読書や勉強をしている時は、保護者も読書をするなど、同じような活動をしましょう。
- 「挨拶」などの基本的な生活習慣を大切にしましょう。
- 役割をまかせたり、守るべき約束ごとをつくったりしましょう。
 - ※小・中学生の年代は、まだ自分で生活リズムを管理する能力が十分ではありません。保護者が、生活のリズムをつくれるよう支援しましょう。
 - ※特に、携帯電話やスマートフォンにかかわるルールづくりは必須です。
- 家庭をホッとできる場所にしましょう。
 - ※子どもの変化にいたずらに動揺したり、押さえつけたりせず、子どもの行動の裏側にある気持ちをくみ取って、しっかり見守ることが大切です。

7 学校(多摩市立和田中学校)に相談してください

- お子さんの変化に気付いたときは、学校にご相談ください。学校では、担任、生活指導部、学年、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなどが対応し、組織的かつ迅速に対応します。
- 学校はしっかりと受け止めますので、遠慮なく相談してください。担任に限らず、相談しやすい教職員で構いません。

学校電話番号 042 (371) 4531

スクールカウンセラー勤務日…毎週木曜日
カウンセラー名 齊藤 彩

【学校に相談しづらいと感じているときは】

- 発達・教育初回相談窓口 (多摩市)
毎週月曜日から土曜日
(祝日・年末年始を除く)
- 文部科学省 24 時間子供 SOS ダイアル
- 東京都いじめ相談ホットライン

電話 042 (372) 1038
時間 9:00 から 17:00 まで
※12:00~13:00 は除く
電話 0120 (0) 78310
電話 0120 (53) 8288



家庭用

STOP!

いじめ

～学校と家庭が協力して生徒の成長を支えましょう!～

多摩市立和田中学校 「いじめ防止等のための基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日 策定
令和 2 年 4 月 1 日 改訂

【いじめ問題に関する本校の基本的な考え方】

「いじめは、どの生徒、どの学校にも起こり得る」
「誰でも、いじめの加害者・被害者になり得る」
「いじめる側が 100%悪い」という意識をもつ (生徒・教師・保護者・地域)

【具体的な内容】

- 未然防止
インターネットなど情報機器によるいじめも含め、いじめは人権侵害であり、あらゆる教育活動の場面で生命と人権を尊重する感覚を育む。
- 早期発見・早期対応
生徒の些細な変化も見逃さず、教職員間及び関係機関との連携を図りながら迅速、誠実かつ、適切に対応する。
- いじめ発見時の対応
被害にあった生徒のことを最優先とし、学校全体で組織的に対応する。被害生徒の保護者とも連携・情報共有を図り、不安を取り除くまで対応する。また、加害生徒や周辺生徒への丁寧な指導と対応を進める。

令和5年4月

多摩市立和田中学校 生活指導部